

2020年3月11日

教職員の皆さま

中部学院大学・中部学院大学短期大学部
事務局長 丹羽章

学校休業の対象となる子のある職員のフレックスタイム制度の導入及び活用並びに新型コロナウイルスに感染等した職員の出勤等について（通知）

政府から要請を受けた学校等の臨時休業により、子どもの育児に影響を受けている職員が、勤務しやすい環境を整備するため、中部学院大学職員就業規則第24条又は中部学院大学短期大学部就業規則第24条を準用した「フレックスタイム制度」を導入します。

また、本学の教職員が、新型コロナウイルスに感染した、又は感染者と接触等した場合の職員の出勤及び休暇等の取扱いについては下記のとおりとします。

つきましては、フレックスタイム制度を有効にご活用いただくとともに、体調不良等となった場合には、適切に対応していただきますようお願いいたします。

1 フレックスタイム制度について

(1) 対象職員

国の臨時休業の要請を受けて休業した学校等に通学する子を有する職員

(2) 勤務条件

コアタイム（必ず勤務すべき時間）は設けませんが、午前7時から午後9時までの間に定められた勤務時間に勤務することを条件とします。

(3) 期間

決裁の日から当分の間

(4) 申出先及び適用承認

ア フレックスタイム制度の適用を希望する職員は、適用を希望する前日までに、適用を希望する「期日」及び「勤務時間」を所属長（教育職員にあっては学科長、事務職員にあっては課長）に申し出ることとします。

イ 所属長は、職員から申し出があった場合、業務への影響等を確認し、影響等がないと認めた場合は、その適用を承認することとします。その際、所属部長（教育職員にあっては学部長、事務職員にあっては部長）、事務局長及び総務部長にその旨を報告することとします。

2 職員が新型コロナウイルスに感染等した場合の届出義務について

本学の職員就業規則の規定により、職員、同居家族又は同居人が、学校保健安全法施行規則第18条に規定する感染症（新型コロナウイルス感染症は対象）に職員がかかった場合は、ただちに学長に届けなければなりません。

感染を確認したら、まずは、所属長に連絡してください。特に定められた様式等はありませんので口頭（電話）で、感染した者の氏名などを連絡してください。

中部学院大学職員就業規則

（感染症等の発生）

第59条 職員は、学校保健安全法施行規則第18条に規定する感染症（以下「規則に規定する感染症」という。）、精神病又は勤務のため病勢が増悪するおそれのある疾病にかかったときは、ただちに学長に届出なければならない。

2 前項の規定は、職員の同居家族又は同居人が規則に規定する感染症にかかり、又はそのおそれのある場合に準用する。

3 前2項により届出があった場合には、学長は職員の出勤停止、消毒、予防接種等の必要な措置を講じなければならない。

3 新型コロナウイルスに感染等した職員の出勤等について

（1）対象職員

職員就業規則（大）・（短）の適用を受ける教育職員、事務職員及び技能職員

（2）出勤停止、休暇等について

出勤停止、休暇等については、以下の表の区分により取り扱うこととします。

症状等	出勤停止	休暇の対応	休暇日数
ア 「陽性」と判定された職員	出勤停止 ※1	特別休暇 ※3	必要と認める期間（医療機関等から指示のあった期間）
イ 感染者と接触したことが明らかな職員	出勤停止 ※2	特別休暇 ※4	
ウ 同居する家族が感染した職員			
エ 風邪症状がある、又は37.5度以上の発熱がある職員で前記のアからウまでに該当しない職員	—	病気休暇又は年次休暇	申請による期間（病気休暇にあっては、医療機関が発行する診断書に記載の期間）

・「職員就業規則（大）」：中部学院大学職員就業規則

・「職員就業規則（短）」：中部学院大学短期大学部職員就業規則

- ※1 職員就業規則（大）第 59 条第 3 項・職員就業規則（短）第 54 条第 3 項の規定による。
- ※2 決裁により、※1 の規定に準じて取り扱うこととする。
- ※3 職員就業規則（大）第 39 条第 1 項第 1 号・職員就業規則（短）第 36 条第 1 項第 1 号の規定による。
- ※4 決裁により、※3 の規定に準じて取り扱うこととする。

(3) 期 間

決裁の日から当分の間

<お問い合わせ先>

中部学院大学・中部学院大学短期大学部
総務部 総務課

〒501-3993 岐阜県関市桐ヶ丘二丁目 1 番地

☎ 0575-24-2211 📠 0575-24-0077

✉ soumu@chubu-gu.ac.jp